

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

62号
2015年7月10日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局
千葉市中央区要町2-8 DCC会館内
TEL 043-222-7207
nationwidemovement@yahoo.co.jp

解雇撤回・JR復帰を求める最高裁署名 10万1244筆 (15年7月10日現在)

最高裁の棄却弾劾

国鉄闘争の真価を発揮するのはこれから 8・23星陵会館総決起集会へ大結集を！

最高裁の反動決定(棄却)を弾劾する

国鉄闘争全国運動事務局



駅業務外注化と転籍やめろ

JR東日本が大規模な子会社再編を行った7月1日、全国労組交流センターがJR東日本本社への抗議行動を行った。動労千葉や動労水戸、動労神奈川など約50人が集まった。JR東は、関東全域の駅業務の委託先をJR東日本ステーションサービス(JESS)に集中。今後、駅業務すべての外注化を狙っている。これは車両検修・構内業務、運転士・車掌の外注化に行き着く攻撃だ。子会社間の転籍が始まったことも重大な問題だ。この間の事故続発は、外注化によって限界を超えた安全破壊が進んでいることを示す。動労総連合の組合員が「株主や資本の利益のために安全が破

JRは外注化を撤回しろ

7・1 JR東本社に抗議行動

最高裁棄却決定弾劾！／1047名解雇撤回！
8・23総決起集会
日時 8月23日(日) 午後1時30開始(開場13時)
場所 星陵会館(東京都千代田区永田町2-16-12)
有楽町線・半蔵門線・南北線永田町駅6番出口
千代田線国会議事堂前駅5番出口
銀座線・丸の内線赤坂見附駅11番出口
主催 動労千葉／国鉄闘争全国運動

(1) 国鉄1047名解雇(JR採用差別事件)をめぐる動労千葉が行っている裁判で、最高裁は6月30日、動労千葉と鉄道運輸機構の双方の上告を棄却する決定を出しました。紙一枚7行の決定は、ただ国鉄闘争の終結だけを狙った超反動判決です。私たちは満腔の怒りを込めて弾劾し、解雇撤回・JR復帰を求めて闘いを継続することを明らかにします。

(2) 国鉄闘争の新たな全国運動は、2010年4月の政治解決を打ち破って「国鉄闘争の火を消すな」の旗を掲げてここまで闘ってきました。裁判をめぐる闘いは、葛西・井手ら旧国鉄幹部とJR設立委員会が共謀して不採用規程を作成した決定的事実(国鉄改革の真実)を明らかにし、裁判所をして明確に不当労働行為を認定させました。さらには裁判闘争と一体で署名運動を展開し、計十数万筆の署名を集めました。署名運動や地域集会(全国35カ所)の成功は、全国の労働者が今なお国鉄

闘争に対して熱い連帯感を持っていることを示しました。全国運動の5年間の闘いは、国鉄闘争を継続させただけでなく、国鉄闘争を基軸に新自由主義と闘う階級的労働運動を全国につくりだす歴史的階級的意義を持つた運動としてリアリティを持つことを示しました。

(3) 国鉄分割・民営化で国家的不当労働行為による採用差別があったことを裁判所が最終的に認定したことは、日本階級闘争、日本労働運動の歴史における「重大事件」です。国鉄分割・民営化は違法かつ正当性を欠くものだったことを国家権力に認めさせたのです。その後の歴史が書き換わる大事

(4) 国鉄1047名解雇撤回闘争は、国鉄改革法に対する抗いがたい敗北主義との闘いでもありました。闘争団の存在も裁判・労働委員会も一貫して政治解決の手段におとしられてきました。2010年の政治和解のときも「闘争団はもうもたない。1047名闘争は賞味期限切れ」とまで言われました。

(5) 私たちは、国鉄分割・民営化の違法・不当を国家権力に認めさせ、国鉄改革法に対する敗北主義を打ち破って労働運動再生の新たな展望を切り開きました。国鉄闘争全国運動の本格的発展へ新たな闘いをスタートさせます。JRの職場では動労千葉の外注化反対や動労水戸の被曝労働との闘いなど、原則と団結を守り抜いて分割・民営化との闘いが継続され、動労総連合を全国に建設する展望を押し開きつつあります。

(6) 最後に、全国の多くの方々への支援と連帯によって国鉄1047名解雇撤回闘争が闘われてきたことに本当に心より感謝申し上げます。闘いはこれからです。今後も暖かいご支援とご指導をよろしく願っています。

以上

あります。国鉄分割・民営化から始まった新自由主義は、社会全体を崩壊させながら破局に向かって全社会的な分割・民営化の道を突き進んでいます。国鉄・JRを先頭に自治体・教育・医療などあらゆる産別で国鉄型の攻撃と闘って階級的労働運動をつくりだすことが全国運動の課題です。

「行革でお座敷をきれいにして床の間に新憲法を安置」と言った中曾根と対決してきたのが国鉄闘争です。支配階級がマスコミと教育を握り、労働組合を翼賛化させたとき戦争になります。安倍政権の改憲と戦争と闘う国鉄闘争の本領発揮のときです。

JR採用差別事件の上告棄却を弾劾する

国鉄千葉動力車労働組合

(1) 6月30日、最高裁第三小法廷・大谷裁判長は、JR採用差別事件について、組合側、鉄道運輸機構側双方の上告を棄却し、上告審として受理しないとの決定を下した(7月2日送達)。

(2) 闘いは敵を追いつめ揺るがしている。この棄却決定自身がそれを示している。

最高裁は採用差別が不当労働行為であったことを認めざるをえなかったのだ。上告棄却によって最高裁が確定させた高裁判決は、次のとおり明確に不当労働行為を認定している。

高裁・難波判決から1年9カ月を費やして出された決定に書かれた「理由はわずか7行。民法訴訟の各条項に規定する上告事由に該当しない、受理すべきものとは認められない」。ただそれだけだ。最高裁は真実に追いつめられ、権力者たちにとって都合な真実から逃げ、覆い隠すためにこの決定を下したのだ。

このように労働組合に所属していること自体を理由として、差別して不利益に扱う目的、動機(不当労働行為意志)の下に、本件名簿不記載基準を策定し、JR東日本の採用候補者名簿に記載しなかったものと推認するのが相当である。

これは「国鉄改革」の正当性を根底から揺るがす事実認定だ。なぜなら、国鉄分割・民営

化は、国鉄改革法により、新会社への国鉄労働者の異動を「新規採用」とすることによって、中曾根の狙いどおり、戦後最大の労働運動解体攻撃となったからだ。

その採用候補者名簿自体が不当労働行為意志の下につくられていたことが明らかになったのだ。そして最高裁もそれを認めざるを得なかったのである。虚構は全部崩れ落ちたのだ。

(3) ところが、高裁・難波判決は、「JRは雇用契約締結の自由を有しており、採用候補者名簿に記載されることが、直ちに同社に採用されることを意味するものではない」「名簿に記載された者が全員採用されているのは事実だが、名簿作成の前提が変更されれば全員採用されてはならない」「しかし、本件の事実関係の下では、原告らが採用された可能性は相当程度にあったことも否定できない」と言いつつ、解雇撤回・JR

復帰を否定して慰謝料の支払いだけを命じた。「判決」の名に値しない詭弁だ。

不当労働行為によって解雇されたのになぜ解雇撤回ではないのか。しかも、われわれは「不採用基準」が、井手、葛西ら当時の国鉄幹部とJR設立委員長が共謀して作られたものであることをつきとめ、揺るがぬ証拠を提出した。しかし、高裁も最高裁も、この重大な事実を完全に無視した。なぜか。「不採用の責任はJRに及ばない」「国鉄とJRに同一性は無い」という主張が崩壊するからだ。

さらに最高裁は、「採用」過程で団体交渉権が喪失することや、労基法で禁止されている労働組合運動に関する通信が公然

と行なわれること等、改革法23条の違憲性を示す様々な事実についても「違憲を言うが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであつて上告事由に該当しない」というひと言で切り捨てた。

つまり、真実の前にグラグラに揺らぎながら、どんな手段を使っても国鉄改革法体制を護持するというのが今回の棄却決定の正体に他ならない。

(4) さらに今回の棄却決定は、戦争と改憲に突き進み、そのために連合すら切り崩し、分裂させて再編しようとする安倍政権の新たな労働運動解体攻撃、派遣

法改悪や「残業代ゼロ法」制定をもって雇用破壊・総非正規職化への最後の扉を開こうという攻撃、「成長戦略」と称する社会丸ごと民営化を貫徹するため

に再びJRの大再編を狙う「第二の分割・民営化」攻撃と一体の国鉄闘争解体攻撃だ。

日本における新自由主義攻撃は国鉄分割・民営化から始まった。以降、膨大な労働者が雇用と権利を打ち砕かれて非正規職に突き落とされ、教育、医療、社会保障制度、地方自治など公共サービス部門すべてが激しい攻撃にさらされて貧困と格差が社会に蔓延した。

しかし、30年にわたって闘い続けられてきた国鉄分割・民営化反対闘争、1047名解雇撤回闘争、外注化・非正規職化阻止闘争は、こうした現実への対抗力となり、産別をこえた無数の労働者の結集軸となって大きな役割を果たしてきた。その闘いは労働運動が後退を強いられる状況の中で陣地を守り、連合が産業報国会として完成することを阻止し、JRの職場では外注化・非正規職化を10年単位で遅らせてきたのだ。



ライオンとされる2千人が未満なら6割が廃線となる(地図)。地方切り捨てが恐るべきレベルで進行している。

日本全体を切り捨てる部分とそうでない部分に分けて国鉄型の攻撃を加える。これが政府やJRの主張する「選択と集中」だ。

安倍政権は6月9日、交通政策白書を閣議決定したが「地方

創生」「地方公共交通の再構築」と言いながら地方鉄道を積極的

に切り捨てることで学校や医療・福祉、水道その他の全面破壊を誘導している(コンパクトシティー構想)。

新自由主義が破産し、社会崩壊の中で攻撃できる階級的歴史的地平ではないか。(投稿S)

最高裁上告棄却決定に対する弾劾声明

国鉄千葉動力車労働組合顧問弁護団

最高裁判所第三小法廷は、2015年6月30日付で動労千葉1047名裁判の当該上告人高石さん中村さんら9名について上告棄却決定を下した。同時に鉄建運輸機構側に対しても上告棄却決定を下した。東京高裁判決の重大な憲法違反に対する審理を怠った違法、不当な反動判決であり、強い憤りをこめて弾劾する。

この決定により、2013年9月25日の東京高裁難波判決が確定した。

2012年6月29日の東京地裁白石判決に続き、東京高裁難波判決は、1987年2月に国鉄当局が策定したJR採用者名簿の不記載基準(不採用基準)が国鉄分割・民営化に反対する

動労千葉をはじめとする労働組合に所属すること自体を不利益に扱う不当労働行為意思の下に策定されたものであること、JRに採用せず清算事業団送りにしたことが不当労働行為であることを明確に認定し、損害賠償金の支払いを命じた。不採用基準に基づいて労働者をJRに不採用としたことを、不当労働行為として断罪したことは、国鉄

分割・民営化関係裁判闘争で唯一の画期的判決である。

この闘いは、国鉄闘争全国運動に結果し、10万筆署名を最高裁に突きつけた労働者、農民、学生、市民の団結の成果である。

しかしながら上記判決は、不当労働行為を認定しながらも大原則である原状回復すなわち解雇撤回、JR復帰を認めなかつ

たことは、反動判決というべきである。高裁難波判決に対する上告審の最高裁で、我々は、国鉄の採用者名簿の作成、国鉄とJRとを別法人と規定した国鉄改革法自体が労働三権を保障した憲法28条、適正手続を保障した憲法31条に違反する法律であること、名簿不記載基準(不採用基準)が国鉄幹部葛西、井手と新会社(JR)設立委員会委員長齋藤英四郎らとの共謀によって策定された事実を議事録等で実証し、JRに法的責任があること、この国家的不当労働行為に対しては大原則に基づいて当該上告人の解雇撤回、JR復帰以外にないことを実証、論証した。

それにもかかわらず、最高裁第三小法廷は、この当然の道理を直視し、適正・公正に審理すべき憲法上の義務を怠り、上告人の主張を単なる事実誤認、法令違反の主張であると歪曲して判断を回避した。まさに、司

全部崩壊しようとしている。こうしてJRの職場では、鉄道業務のすべてを外注化し、転籍を強制し、雇用を全面的に破壊する第二の分割・民営化攻撃が開始されたのだ。

(5) 闘いは何ひとつ終わっていない。闘いの旗を降ろすことにはできない。闘いはこれからだ。全国からの暖かい支援・連帯の力によって支えられ、守りぬいてきた国鉄闘争が本当の意味で力をもつのはこれからだ。われわれは、解雇撤回、外注阻止、第二の分割・民営化攻撃粉碎、階級的労働運動の再生に向け、全力を尽くして闘いを強化する。